

< 申請書類チェック表 >

以下のもの全ての提出が必要です。

☐ キャッシュレス決済導入支援金交付申請書（様式第1号）

- ・ 小鹿野町内にある店舗や事業所が対象となります。
- ・ 店舗や事業所において、令和2年3月31日時点でキャッシュレス決済を導入していた場合は対象となりません。
- ・ キャッシュレス決済の利用が見込めない業種や利用が認められていない業種は対象となりません。

☐ 誓約書（様式第2号）

- ・ 署名が必要です。

☐ キャッシュレス決済を導入したことが分かる書類

- ・ 契約書がある場合は契約書の写し
- ・ 契約書がない場合は申込書等の写しとサービス開始が確認できる書類
（決済利用開始日・契約者情報・店舗情報 これらがわかるメールや管理画面のスクリーンショット等）

☐ 店舗等において事業を営んでいることが分かる書類

- ・ キャッシュレス決済を導入した店舗写真（外観、店内の導入箇所）等

☐ 【個人事業主】令和元年「確定申告書B第一表」の写し

※ 令和2年以降に事業を開始した方は、開業届（個人事業の開業・廃業届出書）の写し、事業開業・休業・廃業報告書の写し、営業証明書の写し、営業許可書の写し等の提出に代えることができます。

- ・ 税務署の受付印があるものを提出してください。電子申告の場合は、確定申告書を送信した際に返信される受付確認メール（メール詳細）を添付してください。）
- ・ （開業届を提出する場合）書類に個人番号が記載されている場合は塗りつぶして個人番号が分からないようにして提出してください。

☐ 【法人】登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し（3か月以内のもの）